

Ⅰ 6-4 自主表示対象機械器具等と表示

1 自主表示の効力と表示

検定対象機械器具等以外の消防用機械器具等のうち、一定の形状等を有しない時は火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等の為に重大な支障を生ずるおそれのあるものであって、政令で定めるもの（自主表示対象機械器具等）は、一定の表示がされたものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、その表示が無ければ設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないこととされている。

2 自主表示の実施等

自主表示対象機械器具等が規格省令に適合しているとして総務省令で定める表示を付することは、表示者（自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者）が自己の責任において行うとされている。

3 自主表示対象品目と規格省令

種 類	規格省令の名称	表示の様式
動力消防ポンプ	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令	
消防用ホース	消防用ホースの技術上の規格を定める省令	
消防用吸管	消防用吸管の技術上の規格を定める省令	
結合金具	消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令	
エアゾール式簡易消火具	エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令	
漏電火災警報器の変流器又は受信機	漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令	